

令和 3 年(2021 年)12 月 3 日

介護保険給付費通知書（※）に係る記載内容の誤りについて

令和 3 年 11 月 30 日に発送した介護保険給付費通知書について、一部記載内容の誤り（記載漏れ）が判明しました。

詳細については下記のとおりです。

対象者の皆様に、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

※ 「介護保険給付費通知書」は、介護保険サービスを利用された被保険者に対し、サービスの種類や費用など、実際のサービス利用状況をお知らせするための通知です。

本市では、第 8 期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、被保険者にサービス利用状況および自己負担額についての認識を深めてもらうことを目的に、介護給付等費用適正化事業の一環として年 2 回同通知書を送付しています。今年度は、1 回目を 7 月 30 日付け、2 回目を 11 月 30 日付けで送付しました。

記

1 概要

令和 3 年 11 月 30 日付けで、介護保険サービス利用者に対し、令和 3 年 4 月から令和 3 年 9 月における介護給付費の内容をお知らせする通知書を送付したところ、実際には令和 3 年 4 月分から 8 月分までの介護給付費の内容となっております。

令和 3 年 12 月 2 日に、サービス利用者のご家族から、通知書に今回の対象期間のうち令和 3 年 9 月分の記載がないのはなぜか、とのお問い合わせがありました。

調査したところ、令和 3 年 9 月分の介護給付費の情報が本市システムに反映されておらず、複数のサービス利用者に令和 3 年 9 月分が記載漏れのまま通知書を送付していたことが判明しました。

2 内容

○送付した人数	4,850 人
○上記のうち、令和 3 年 9 月分の介護給付があった人数	4,445 人



3 原因

介護給付費の情報は、滋賀県国民健康保険団体連合会を通じて約2か月遅れで市町に届き、そのデータを本市システムに取り込む必要があります。令和3年9月分の介護給付費については同年11月末日にデータ取込作業を行いました。封入封緘業務の外部委託によるスケジュールの都合上、データ取込作業を完了しないまま通知書を作成してしまったことにより生じたものです。

4 対応状況

今回お問い合わせがあったご家族に対しては、電話によりお詫びいたしました。

上記の方を含め、今回記載漏れが判明した方4,445人に対しては、お詫び状を添付した上で、令和3年9月分の介護給付費の内容を記載した通知書を12月中旬には追加で送付する予定です。

5 再発防止策

本件のような事案を防ぐため、通知書の発送時期を滋賀県国民健康保険団体連合会データが反映できる対象期間の2か月以降に設定し、再発防止に努めます。

問い合わせ先

彦根市福祉保健部介護福祉課

担当：小椋、西口、上田

電話：0749-23-9660

FAX：0749-30-9231

E-mail:kaigo@ma.city.hikone.shiga.jp